

日行連発第626号

令和3年8月19日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

職務上請求書の使用に関する会員への指導及び管理の徹底等について

令和3年8月5日、探偵業者の依頼に応じ、職務上請求書を用い戸籍謄本や住民票等（以下「戸籍謄本等」と言う。）を不正に取得したとして、住民基本台帳法、戸籍法違反及び行政書士法違反の容疑で会員が逮捕されたとの報道がなされました。この容疑が事実であれば、人権侵害に繋がる極めて重大な犯罪行為であり、国民からの信頼に応えることが責務である国家資格者として、断じて許されるものではありません。

各単位会におかれましては、同様の事態の発生を未然に防止すべく、改めて以下の点を会員に留意いただくとともに、適切な指導及び職務上請求書の払出し管理の徹底、疑義事案の確認にあたられますようお願いいたします。

なお、本会としましては今回の事態を重く受け止め、同様の事態が再発しないよう新たな対応策を検討しております。まとも次第順次実施してまいりますので、ご理解ご協力くださいますよう併せてお願いいたします。

<職務上請求の留意点>

- ・戸籍謄本等は人権侵害を招きかねない極めて機微な情報を含むものであることを十分に理解した上で取り扱うこと。
- ・不正が疑われる依頼（探偵業者からの依頼など）には応じないこと。
- ・戸籍謄本等の不正取得は犯罪であること。

以上